

令和6年度 社会福祉士修学資金 募集要項

1. 制度の概要

この制度は、社会福祉士の資格取得を目指して社会福祉士養成施設（※1）に在学する方の修学を支援し、山形県内（※2）で従事する質の高い社会福祉士の養成と確保を目的とするものです。

養成施設に在学中の修学資金（月5万円上限）の他、入学準備金や就職準備金をお貸しします。また、養成施設を卒業後、国家資格を取得して山形県内で3年間継続して相談援助等の業務に勤務した場合、返還が免除されます。

（※1）社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（福祉系大学は対象外となります）（以下、同じ）

（※2）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合など、一部県外も含まれます（この場合原則5年間の業務従事）

<p>貸付対象者</p>	<p>（※次のすべてを満たす方）</p> <p>① 社会福祉士の養成施設に令和6年4月に入学または在学している方で、卒業後、山形県内において相談援助業務等に従事しようとする方。</p> <p>② 次のア又はイのいずれかに該当する方で、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方。</p> <p>ア 学業成績等が優秀と認められる方。</p> <p>イ 卒業後、中核的な相談援助職として就労する意欲があり、社会福祉士の資格取得に向けた向学心があると認められる方。</p> <p>③ 他の都道府県の本修学資金を借り受けていない方。</p> <p>※「山形県若者定着奨学金返還支援事業」など、国庫補助を活用し返還免除となる奨学金を利用している場合は、本修学資金の利用はできません。</p>
<p>貸付金額</p>	<p>① 修学資金 月額5万円以内</p> <p>② 入学準備金 20万円以内（初回の貸付時）</p> <p>③ 就職準備金 20万円以内（最終回の貸付時）</p> <p>（貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯も含む）の方については、上記の貸付内容に加えて生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。加算額は、生活保護制度における生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち、貸付対象者の貸付申請時の年齢及び居住地に対応する区分の額（地域や年齢により異なりますが、およそ35,000円前後）※高等教育の修学支援新制度「給付型奨学金」を利用している場合は加算できません ⇒ 詳しくは山形県社会福祉協議会にお問い合わせください。</p>
<p>貸付期間</p>	<p>令和6年4月分から（養成施設の正規の修学期間を限度とします）</p>
<p>資金の交付</p>	<p>貸付契約後、貸付金は年2回に分けて指定の口座に振り込みます。（貸付決定後の第1回目の修学資金等の交付は8月上旬頃の予定）</p>
<p>貸付利子</p>	<p>無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します）</p>
<p>連帯保証人</p>	<p>1名必要</p>
<p>返還の免除</p>	<p>養成施設の卒業の日から1年以内に社会福祉士の登録を行い、県内の社会福祉施設などで相談援助等の業務に就き、3年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。※一部県外含む（この場合原則5年間の業務従事）</p>
<p>返還の場合</p>	<p>原則一括による返還とします。山形県内で業務従事した場合や疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ月賦が可能です。月賦の場合、返還期間は修学年限が2年以上の場合は修学年限の2倍、修学年限が1年の場合は3年とします。</p>

2. 令和6年度貸付決定予定者数

社会福祉士修学資金 若干名

※申請書、添付書類、その他指定様式は、
山形県福祉人材センターのホームページ
からダウンロードできます。
<https://www.ygmt-shakyo.or.jp/jinzai/>

3. 申請の手続き

(1) 申請の期限 令和6年5月17日(金) 必着

※在学する養成施設を經由して山形県社会福祉協議会に提出してください。
(郵送の場合は簡易書留郵便で郵送してください。)

(2) 提出書類

- ① 修学資金貸付申請書(第1号様式)
- ② 養成施設の在学証明書
- ③ 養成施設長の推薦状(第2号様式)
- ④ 住民票謄本(世帯員全員が記載された住民票、発行後3カ月以内、本籍記載有、個人番号無)
- ⑤ 直近に在学していた学校の成績証明書(養成施設に在学中の場合は前年度の成績証明書)
- ⑥ 申請者と生計を一にする世帯員全員の収入を証明する書類(同居祖父母も該当)
 - ア) 給与所得のみの場合
→ 源泉徴収票の写し又は所得証明書(直近の給与支給明細書の写しを添付)
 - イ) 営業所得、農業所得、年金収入など給与所得以外の所得がある場合
→ 確定申告書の写し又は所得証明書
→ 年金振込通知書若しくは公的年金等の源泉徴収票の写し又は所得証明書
- ⑦ 保証人となる方の収入を証明する書類(上記⑥参照)
- ⑧ 入学時に45歳以上であり、かつ離職して2年以内の場合は離職証明書
- ⑨ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑩ 返信用封筒・通信用切手
(返送先の住所・氏名を明記した返信用封筒(角2・240mm×332mm)と140円分の切手)

(注1) 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

(注2) 提出された書類は、修学資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。

(注3) 提出された書類は返却しません。

4. 貸付可否の決定(事務手続きの予定)

申請期限後に貸付審査委員会で審査し、7月上旬頃までに結果をお知らせします。

貸付けが決定した場合、契約締結(借用書等の提出)をし、8月上旬頃に指定口座に送金(入学準備金・前期分)をします。

5. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023(633)7739

ホームページ <https://www.ygmt-shakyo.or.jp/jinzai/>